

## 基幹相談支援センターの設置について

市では社会福祉協議会の「るーと」に基幹相談支援センターの機能を設置し、平成 31 年 4 月 1 日より開所したので報告します。

### (経緯)

基幹相談支援センターは、障害者自立支援法の一部改正により、障害のある方の相談支援体系が見直され、相談支援体制の強化の取組として、「自立支援協議会」と「基幹相談支援センター」を位置づけ、設置することができるとされた。

当市に於いては、平成 24 年度から第 3 期障害福祉計画に基幹相談支援センターの設置について検討課題とし、平成 27 年に東村山市障害者自立支援協議会を活用して検討を進め、平成 30 年 2 月に協議会から市に「基幹相談支援センターのあり方（報告）」が提出されたことにより、事業設計を行い、平成 31 年 4 月開所となった。

### (機能)

- (1) 地域の相談支援事業者による困難事例対応への支援（後方支援）業務
- (2) 地域の相談支援事業者への指導助言業務
- (3) 地域移行及び地域定着の促進に関する業務
- (4) 権利擁護に関する業務
- (5) 障害者虐待の防止に関する業務
- (6) 東村山市障害者自立支援協議会設置規則（平成 26 年規則第 42 号）の規定に基づく東村山市障害者自立支援協議会の事務局の運営及び関係機関との調整
- (7) 専門的人材の育成に関する業務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

所管としては、基幹相談支援センターが円滑に運営されるよう、障害者自立支援協議会を活用しながら進捗管理をするほか、同センターの機能が最大限発揮できるよう、障害所管と同センターが定期的に打合せや意見交換を実施していますので、今後も継続して関わっていく予定です。

また、今後は第 5 期障害福祉計画の成果目標としても位置付けております、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある方の生活を地域全体で支えることを目的とした「地域生活支援拠点」の整備をする際に、基幹相談支援センターを活用したいと考えています。